

會社、株式會社及株式合資會社に付ては本店所在地を謂ふ。

(四)主たる業務 主たる業務は之に依つて會社を事業別に分類し、如何なる種類の事業が多く會社企業に依るか、又或る特定の事業は如何なる種類の會社に依つて営まれるかを観るのである。故に之が記入に會社分類に應じて分類し得る様になるべく明瞭に且詳細に爲すべきであつて、例へば農業に付ては農耕業、園藝業、牧畜業等の如く、織物業に付ては綿織物業、絹織物業等の如く、物品販賣業に付ては織物業、陶磁器販賣業、穀類販賣業等の如く、運輸業に付ては鐵道運輸業、汽船運輸業、運輸取扱業等の如く記入すべきである。而して主たる業務は、主たるものを限、記入すべきこと勿論であつて、或は實際の場合に於ては一つの會社で數種の事業を営み、而かも何れを主、何れを従とも容易に判定し難いこともあるかも知れないが、斯くの如き場合に於てもなるべく種々の事情を斟酌して比較的主なるものを決定して、記入することにした。尚主なる業務は實際業態に依つて記入すべきものであるから必ずしも常に登記したる目的と符合しない場合があつても何等差支へない。

(五)設立年月 登記したる設立年月を記入すべきである。従つて組織變更の場合に於ては新組織の會社の登記したる設立年月を記入すべきこと勿論である。

(六)出資額又は資本金 出資額又は資本金に依つて會社の資本金總額が幾何に達するか、又會社の種類に依つて資本金に如何なる相異があるかを観ると同時に其の増減に依つて經濟界の景氣觀測の一資料とせんとするものであつて、會社統計の調査事項中最も主要なるものの一である。而して之は最近の決算期に於ける現在額を記入すべきことになつて居るが、最近の決算期とは調査の屬する年の最後の決算期を謂ふのであつて例へば昭和十四年十二月末日現在の會社票に付て云

へば、假りに其の會社が年二回、五月と十一月とに決算するものとす

れば、昭和十四年十一月を最後の決算期と謂ふのである(以下社債額積立金、純益金、配當金及純損金に付最近の決算期とあるは總て同じ意味である)尚會社の種類に依つて之が記入上注意すべき點を擧ぐれば(イ)合名會社、合資會社に付ては其の出資總額(登記したるもの)を出資額欄のみに記入し資本金欄には記入してはならない。

(ロ)株式會社に付ては資本金欄に總額(所謂公稱資本金)と拂込額とを記入し出資額欄には記入してはならない。

(ハ)株式合資會社に付ては無責任社員株式以外の出資額、即株式に分たざる出資總額を出資額欄に、株式に分ちたる株式總額を資本金總額欄に、其の拂込額を拂込額欄に記入すべきである。

(ニ)尚、株式會社及株式合資會社の資本金、拂込額は資本金總額の四分の一以上でなければならぬ。但し特殊の會社例へば地方鐵道法運河法に依る會社は例外として十分の一以上である。

(ホ)相互會社に付ては資本金總額を資本金總額欄に、其の拂込額を拂込額欄に記入し出資額欄に記入してはならない。

(七)社債額 商法の規定に依り社債券を發行したるもの、最近の決算期に於ける償還未済額を記入すべきである。一時借入金等を記入するものがあるが其れは誤りである。尚社債額は拂込資本金を越ゆべからざるの制限がある。然し特殊の會社に付ては例外が認められて居る例へば日本勸業銀行、日本興業銀行、農工銀行、東洋拓殖銀行等がある。

(八)積立金 最近の決算期に於ける法定積立金及其の他一切の積立金、合計額を記入すべきである。法定積立金とは法定準備金のことである。其の他の積立金とは例へば建築準備積立金、社員退職積立金、

家屋機械償却積立金等法定準備金以外の一切の積立金を謂ふのである。尚注意すべきは株式會社及株式合資會社は其の資本金の四分一に達する迄は利益金を配當する毎に準備金として其の利益の二十分の一以上を積立つべきことになつてゐる。然るに配當金を記入しながら積立金の記入のないことがある。之は明に誤りである。尤も所謂利息配當の場合は例外たること勿論である更に一つ注意すべきは保險會社に於ける責任準備金及支拂準備金は積立金に含まれないことである。尚合名會社及合資會社の積立金は從來記入を要しないものと誤解して居る向もあつた様であるが積立金あるときは必ず記入すべきものである。

(九)純益金、配當金、純損金 之は會社の事業成績を見るための調査事項であつて之に依つて、如何なる事業の會社が最も多くの純益金又は純損金を擧げて居るか、而して其れが經濟界の景氣不景氣と如何なる關係を示すかを観ることが出来るのである。而して之は最近の決算期より前一年間の決算額を通過したるものを記入すべきである。従つて年二回決算する會社に付ては前後兩期の決算額を通過して記入するのである。若し決算未了の場合は其の直前の決算期より前一年間の決算額を通過したるものを記入するのである。然しこれは已むを得ざる場合に於ける便方であつて、出來得る限り最近の決算額を記入することに努むべきは勿論である。尚相互會社に付ては剰餘金を純益金欄に、基本金に對する利息及配當金を配當金欄に記入すべきことになつて居る。更に純益金及純損金に付て注意すべきこと

(イ)茲に所謂純益金又は純損金とは單に其の一年間に於ける利益金又は損失金のことであつて、前期よりの繰越益金又は繰越損金を含まないことである。而して前期とは最近の決算期より一年前の決算期を謂ふのであつて、例へば昭和九年十二月末日現在の會社票に於て假りに年二回即昭和九年五月、十一月の二期を決算期とする場合に於て昭和

八年十一月を前期と謂ふのであつて年二回決算する場合の前期後期のことではない此のことは「最近の決算期より前一年間の決算額を通過したるものを記入すべし云々」の注意書きより類推して自明のことであるが中には前期なる文字に拘泥して誤解する向も絶無ではない様であるから特に注意する。

(ロ)純益金と純損金の兩欄に記入するものがあるが、之は上述の意義に基て純益金か純損金かの何れかに記入すべきである。

(ハ)純益金又は純損金が出資額又は資本金に比し著しく多額なる場合は其の理由を備考に記入することが特に必要である。

次に配當金に付て注意すべきは

(イ)純益金なくして、配當金ある場合、例へば年二回決算する會社に於て前期に於て純益金六千圓を得内參千圓を配當し後期に於ては八千圓の純損金を生じたる爲差引貳千圓の純損金を生じたるにも拘らず配當金參千圓を記入するが如き場合には其の理由を備考に附記せられたい。

(ロ)鐵道會社、水力、電氣會社、運河會社等の如き特殊の會社が事業開始前に(従つて何等の利益なくして)配當する所謂利息配當金なるときは是又其の旨備考欄に記入せられたい。

(ハ)尚配當金は從來株式會社に付てのみ記入することになつて居たのであるが、先般の改正以來凡ての會社に付て之を記入することになつたのであるから記入洩れの様に注意することが必要である。

最後の純益金、配當金及純損金の記載方に付一例を擧げやう。年二回決算する會社に於て前年より繰越益金貳千五百圓あり而して其の年の前期に於て純益金四千八百圓を得たとすれば合計七千參百圓となる。此の中八百圓を積立金とし、五千圓を配當金とし、壹千五百圓を後期繰越金として處分し、後期に於て參千七百圓の純損金を生じ

たる場合には前後兩期を通算せる額即前期純益金より後期純損金を差引たる額壹千圓を純益金欄に、五千圓を配當金欄に記入し純損金欄へは横線を引くのである。

以上を以て各調査事項に關する概略の説明を終へたのであるが、尙一般に次の各項に付て注意を促して置きたい。
(イ)商號又は名稱以下出資額又は資本金迄は變更登記をしない限り毎年同一であるべき等なるに往々にして相違することがある。(尤も本店の所在地又は主たる業務に付ては實際の業態に依つて記入すべきものであるから必ずしも登記した目的と一致しないことあるのみならず前年と相違することもあり得る譯である)
(ロ)出資額以下の單位は「圓」なるに往々にして單位は其の儘圓として實際の數字は厘迄記入することがあるが之は集計の場合に誤りを生じ易いから必ず圓位迄記入することにした。

(ハ)積立金若しくは純益金以下全く記入すべき事實が無い場合は其の事由を備考欄に記入することが必要である尙新設の會社に於ても分明せる限りは必ず其の年内に於ける分は之を記入すべきこと勿論である

五、調査方法

調査の方法は所謂第一義的自計主義であつて會社毎に一枚の會社票に會社の代表者が自ら記入して之を市町村長に差し出すのである。會社の代表者とは法律が外部に對して會社の意思を表示する權限を認めた機關、即代表機關を組織する自然人であつて例へば合名會社に付て言へば各社員若しくは定款又は總社員の同意を以て定められた代表社員を指し株式會社に付て言へば取締役を指すのである。而して會社票の提出は會社の事實上の本店又は主たる事務所所在地の市町村長に對して爲すべきものであるから會社の本店又は主たる事務所が事實當該市町村に在る場合に於ては假令其の營業地が他市町村、他府縣、又は外國で

あつても會社票を提出すべきであり、之に反して營業地が當該市町村に在つても本店又は主たる事務所が他の市町村に在る場合に於ては會社票を提出すべきもので無い。

以上會社統計規則に關する大體の説明を終つたのであるが既に前にも述べたる如く會社は近來發達の傾向著しく、稍大規模の企業は殆ど會社組織に依らざるはない有様であつて會社は實に現代經濟組織の一大特色を爲すものと云ふ事が出来る。従つて其の産業上乃至國民の經濟生活上に及ぼす影響も著しいのであつて會社に關する各種の研究は今後益々重要な度を加ふるものと云はねばならぬ。我國は早くより會社統計の調査を行つて會社研究の一資料を整へて來たのであつて凡ての産業統計が不備不完全を極め諸外國に比較して著しく見劣りのする中に會社統計のみは稍誇りとするに足るものがあると云はれて居るのである。然し乍ら是非は勿論我國の現在の會社統計が完備して居ると云ふ意味ではないのであつて寧ろ外國に於て此の種の統計が不思議に完全なものがないと云ふに過ぎないのである。我々は今後我國の會社統計を益々改善して名實共に誇るに足るものとなしければならぬ。而して改善すべき點は素より一二に止まらないのであるが最も本質的な問題で而も是非とも實行しなければならぬことは會社票の記入を正確にすると云ふことである。尤も會社統計の調査方法として第一義的方法に依るべきか又は第二義的方法に依るべきかに付ては學者の間に議論のある處であつて、デイヂニューク教授の如きは第一義的方法に依るときは課税の標準となることを慮れて正直に申告しない缺點があるから第二義的方法に依るが良いと主張して居る。現今我國に於ける會社票の記入が尙動もすれば正確を缺くの嫌ひあるが如く認められるのは或は教授の説を裏書するが如くに考へられるのであるが然し第二義的方法に依つて調査し得る事項は第一義的方法に

會社分類表

- 一、農 業
 - 一、農 耕 業
 - 米、麥、粟、稗、蕎麥、豆類、甘藷、馬鈴薯、茶、烟草、藍、桑等ノ農作、桑種苗養成
 - 二、園 藝 業
 - 果樹、蔬菜、花卉ノ栽培及其ノ種苗養成、造園
 - 三、開 墾 業
 - 開墾、土地改良
 - 四、蠶 業
 - 養蠶、蠶種製造
 - 五、牧畜、養禽業
 - 牛、馬、羊、豚、犬、狐、兔、鶏、鶩、小鳥、蜂等ノ飼養
 - 六、搾 乳 業
 - 牛乳、山羊乳搾取
 - 七、林 業
 - 造林、護謨樹、椰子樹ノ植栽、造林用種苗養成、山林伐採
 - 八、水 産 業
 - 漁撈採藻業
 - 鮎延繩漁業、鯛延繩漁業、鰈釣漁業、鰻釣漁業、鮪流網漁業、巾着網漁業、手繰網漁業、トロール漁業、捕鯨業、定置漁業、珊瑚漁業、貝類、海苔、昆布ノ採取等
 - 水産養殖業

會社分類表

依る場合と雖之を偽り申告するの實益あるものと考へることは出来ない況や第二義的方法に依るときは調査上多大の手續を要するのみならず、特殊の事項、例へば合名會社及合資會社の純益金、配當金又は純損金の如きは全く調査の方法が無いのである會社統計規則は即ち是等の點を考慮して先般改正の際も依然として第一義調査の方法を採用したのであるが之と同時に第三條及第五條の規定を設けて會社側の杞憂を一掃することとしたのである故に今後は會社の代表者に於ても會社統計の目的及其の調査方法に對して充分なる理解を持たれ進んで正確なる事實を記入せられんことを切望する。
第二には會社票の提出期限の勵行である此の點に付ては近來多くの府縣は漸次改善されつゝあるが只遺憾なのは東京、大阪の如き大都の提出が著しく遅延することである。斯くの如き有様では如何に他の府縣が期限を勵行しても又本省が如何に統計の整理編纂を焦つても、凡ては徒勞であると言ふの外はない。第三には現在の轉態統計に加ふるに會社の動態統計を以てすることである。即一方に於て新設の會社に付て其の數、種類、資本金、主たる業務等を調査すると同時に他方に於て解散したる會社に付て其の數、種類、資本金、主たる業務及解散の事由等を調査して現在の靜態調査と合せて會社統計の調査を完備することである。此の事は商工省に於ては既に數年前より計畫を立て大體の準備は出來て居るのであるが經費の關係上未だ實現するに至らないものである。其の他尙會社統計の整理編纂に付ても研究の餘地があるであらうし調査の地域も之を我國の全版圖に擴張する必要あること勿論であるが差し當り以上三項にして實現すれば我國の會社統計は面目を一新すること疑を容れないのである。而して前二項に付ては府縣及市町村に於ける統計主任諸君の充分なる努力を期待せざるを得ないのである。
(本解説は元商工省統計官東榮二氏の説述を基礎とするものである)

- 三三、鑛業
 - 三一、金屬鑛業
 - 金鑛、銀鑛、銅鑛、沿鑛、黃鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、クロム鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、砒鑛、探掘、砂金、砂白金、砂鐵、砂錫、探取
 - 三二、石炭鑛業
 - 石炭、亞炭ノ採取
 - 三三、石油鑛業
 - 其ノ他ノ鑛業
 - 三四、其ノ他ノ鑛業
 - 燐鑛、黑鉛、土瀝青、硫黃ノ採掘
 - 三五、土石採取業
 - 花崗岩、珪石、滑石、石膏、大理石、砥石、寶石、水晶、砂利、金剛砂、陶土、粘土、火山灰、石綿等ノ採取
- 三四、工業
 - 六一、紡織工業
 - 一 製絲業
 - 生絲(揚返シヲ含ム)、玉絲、天蠶絲、柞蠶絲
 - 二 綿絲紡績業
 - 綿絲紡績、瓦斯絲紡績
 - 三 絹絲紡績業
 - 絹絲紡績、紬紡績、絹綿交紡績
 - 四 麻絲紡績業
 - 麻絲紡績、苧麻紡績(ラミー紡績)、黃麻絲紡績、亞麻絲紡績
 - 六二、織造業
 - 御召、縮緬、錦紗、絹、紗、壁織、高貴、明石、斜子、風通羽二重、櫻瀬、八橋、八端、袖、銘仙、米琉、結城、大島、玉絹、太織、山繭織、節絲織、富士絹、鐘絹、生絹、絹袖、鞋、經緯縮緬(ジオゼット)、佛蘭西縮緬、絹天鵝絨、絹縮子(タンタンビリス)、タフタ、シツフオン、絹ボブリン絹クレープ、甲斐絹、綴子、綸子、錦欄、博多織、織珀、絹袴地、絹帶地、伊達巻、絹傘地、繪絹、シル、絹リボン、絹テープ、絹ブレード、人絹織物等
 - 六三、絹織物及絹交織物業
 - 絹織物及絹交織物業
- 三五、毛絲紡績業
 - 毛絲紡績業
- 三六、毛絲紡績業
 - 毛絲紡績業
- 三七、毛絲紡績業
 - 毛絲紡績業
- 三八、毛絲紡績業
 - 毛絲紡績業
- 三九、毛絲紡績業
 - 毛絲紡績業

- 三九、毛絲紡績業
 - 綿上布、紺上布、生麻布、リンネル、飛行機用麻裏布、カンパス(麻帆布)、ズック、ラミー織、ヘシアンクローズ、(麻芯地、ガンニククローズ、麻蚊帳地、麻袋通、麻控袋地等)
- 四〇、毛織物及毛交織物業
 - 羅紗、メルトン、スコッチ、フランネル、サージ、(セル)、毛斯綸、カシミヤ、毛布、毛撥通、絨氈等
- 四一、其ノ他ノ織物業
 - 由多加織、葛布織、馬毛織、芭蕉布、ゴム入織物等
- 四二、絲布染色業
 - 絲染、無地染、捺染(飛白染、更紗染、友禪染、縮染等)、絞染、染返、色揚、上繪書等
- 四三、絲布漂白整理業
 - 漂白、精練、艶出、起毛、剪毛、湯通、糊附、シルケット、加工等
- 四四、莫大小業
 - 莫大小編立、莫大小製品(シャツ、ズボン下、肌衣、袖無、ジャケット、オーバーエーター、サルマタ、腹巻、都腰巻、編ネクタイ、手袋、靴下、メリヤス足袋等)
- 四五、製綿業
 - 青梅綿、蒲團綿、中入綿、小袖綿、撰綿、綿打返シ等
- 四六、其ノ他ノ紡織工業
 - 編物、組物、製絲屑物整理、ベニ、亞麻整織、反毛、トッブ、刺繡、パテンレース、ドロンウオーク、眞綿、フェルト、毛氈、地氈、絲織、マニラ麻絲織ギ、繭乾燥等
- 四七、金屬工業
 - 一 金屬精鍊業
 - 金、白金、銀、銅、鐵、鋼、亜鉛、黃鉛、鉛、水銀、ニッケル、錫、アンチモニー、アルミニウム等ノ精鍊、洋銀、眞鍮、青銅、砲金、金屬燻等ノ合金
- 四八、金屬材料品製造業
 - 金、白金、銀、銅、鐵、鋼、眞鍮、錫、鉛、亜鉛等の條(レールヲ含ム)、竿、筒、管、板、線、箔、絲、粉等
- 四九、鑄物製造業
 - 鍋、釜、鐵瓶、銅壺、湯沸、焜爐、五徳、火消壺、窯、ストーブ、半鐘、鉢鐘、置物、鑄鐵管(スリーブ、エルボー)、グレート、ロストル、可鍛鐵鑄物(マリエールキヤステンゲ)、機械用鑄物、其ノ他鐵、銅、赤銅、眞鍮、青銅、砲金、錫、鉛、アルミニウム、アチチモニー等ノ鑄物
- 五〇、鑄物以外ノ金屬製品製造業
 - ポルト、ナット、スパイキ、座金、釘、鉄(リベット)針、鍍銀、鋼索(ワイヤロープ)、撥條(スプリング)、金網、罐類、バケツ、金盥、錘、洋傘骨、洋燈口金、甲馳、懷爐、建築金具、家具用金具、金銀器、銅器、青銅器、錫器、アルミニウム器、アンチモニー器、鎖、銆、馬具金具、尾錠、ホック、金屬鈕、徽章、賞牌、時計鎖、ペン先等
- 五一、鍍金業
 - 金、銀、銅、ニッケル、錫、亜鉛等ノ鍍金(亜鉛鍍金板、鍍力板ノ製造ヲ含ム)
- 五二、其ノ他ノ金屬工業
 - 建築、鐵塔、梁、煙突、瓦斯タンク、水槽等ノ組立用鐵骨、鐵板ノ加工、金屬ノ切削、壓剪、壓穿、電氣又は瓦斯熔接、切斷、蠟附、色附、印刷、腐蝕、彫刻、研磨等
- 五三、機械器具工業
 - 汽罐瓦斯發生機、原動機、唧筒、氣體壓縮機、送風機製造業
- 五四、蒸氣罐、瓦斯發生機、原動機(蒸氣機關、蒸機タービン、瓦斯機關、ダイヤセル機關、セミダイヤセル機關、石油機關、タービン水車、ペルトン水車、日本型水車等)、唧筒、氣體壓

會社分類表

望

縮機、送風機

2 電氣機械器具製造業

發電機、電動機、變成機、變壓機、蓄電池、油入閉閉器、遮斷器、配電盤、スイッチ、始動機、制御器、抵抗器、電壓調整器、整流器、避雷器、ソケット、反射器、電球、懐中電燈、孤狀電燈、探照燈、シヤンデリヤ、線輪(コイル)、電熱機、扇風機、電池、電信機、ラヂオ機械、電話機、交換機、中繼臺、繼電器、電鍵、分線盤、配線盤、保安器、自動轉極轉換器、背面板、電氣信號機、絕緣電線等

吳

3 農業、土木、探礦、精鍊、運輸用機械器具製造業

農業用機械器具(鋤耕機、鋤、鋏、稻拔機、脫穀機、穀磨機、豆粕削機、糞打機、製糞機、除草器、養蠶具等)、土木建築用機械器具、探礦用機械器具、選礦及選炭機械器具、精鍊用機械器具、石油鑿井機械及精製裝置、起重機、聯送機、運輸機

望

4 製造、加工用機械器具製造業

紡績機械器具(製絲、紡績、織機、製織準備及仕上、染色、整理、編物、組物等)、金屬加工機械器具(旋盤、平削機、轉削機、成形機、齒切機、螺旋切機、鑽孔機、鑽開機、研削機、鋸機、壓搾機、壓剪機及壓穿機、鋸機、壓延機、熔接機、彫刻機、銑鐵切斷機、製釘機、伸線機、金屬加工用具等)、製材木工用機械器具(鋸機、鉋機、柄鑿機、小口突機、挽面取機、鑽孔機、留小口切機、旋盤、轉削機、丸削機、挽回機、曲木機、組手取機、平削機、剝機、螺指機、砂紙研磨機、鋸目立機、大工用具、大工道具等)、電球製造機械器具、製業機械(硝子、セメント等製造用)、化學工業用機械器具、(製業、石鹼、燐寸、榨油、護謨、肥料、紙等製造用)、食料品製造用機械器具(酒造、麥酒、醬油、味噌、精米、製麥、製粉、製糖、製菓、煉乳、製茶、清涼飲料水、製氷、煙

吳

5 度量衡器具製造業

草等ノ製造加工用)、冷藏機械、印刷機械、製本機械、製革機械、製靴機械、編網機、縫衣機、製帽機械、鉛筆製造機械、乾燥機、濾過機、攪拌機、分離機、硝子磨機、瓶洗機、他類ニ屬セザル双物類等
度量衡器具、計器、時計、學術用機械器具製造業
度量衡器(度器、量器、衡器)計器(寒暖計、乾濕計、體溫計、晴雨計、壓力計、比重計、生絲織度檢定機、風速計、速度計、回轉計、真空計、ゲージ、水準器、測量器、羅針盤(コンパス)、地震計、檢潮器、測深器、電流計、電壓計、電力計、積算電力計、漏電計、周波計、電氣抵抗測定器等)、時計、時計材料試驗器、セメント試驗器、生絲檢定器、油試驗器、理化學機械、醫療器械(手術機械、デアテルミー、X線器械(レントゲン)、紫外線發生器、オキシヘラー等)、製圖機械、計算器、計算尺、金鏡登錄器、寫真機械、活動寫真機械、幻燈器、眼鏡、雙眼鏡、望遠鏡、顯微鏡、光學機械、レンズ、プリズム等

望

6 車輛製造業

蒸汽機關車、炭水車、電氣機關車、客車、電車、貨車、油槽車、運炭車、冷藏車、自動車、自轉車、自動自轉車(オートバイ)、馬車、人力車、小兒三輪車、乳母車、荷車、荷馬車、荷牛車等

吾

7 造船業

軍艦、汽船、發動機船、起重機船、渡洋船、帆船、ヨット、短艇、漁船、傳馬船、渡船等
其ノ他ノ機械器具製造業

吾

8 樂器(ピアノ、オルガン、グアイオリン、マンドリン、琴、三味線等)、蓄音器、寫聲器、銃砲、彈丸類、飛行機、飛行船、飛行艇、輕氣球、金庫、瓦斯器具、水道器具、バルブ、コック、洋燈、消火器、霧吹器、魔法瓶、焚火器具、理髮器

吾

4 窯業

潛水機、滑車、調車(ブーレー)、齒車(ギヤ)、車軸(シャフト)、軸承(ベアリング)、カップリング、ローラ1、フランジ、他類ニ屬セザル部分品等

吾

1 陶磁器製造業

陶器、硬質陶器、磁器、硝子、テラカッタ、タイル、七寶燒等硝子、硝子製品製造業
板硝子、光學用硝子、金屬線及網入硝子、硝子管、硝子燭、硝子食器、電燈笠、洋燈ホヤ、電球用硝子品、硝子光珠等煉瓦製造業
普通煉瓦、耐火煉瓦、張附煉瓦等瓦製造業
屋根瓦、敷瓦等(セメント瓦、スレート瓦ヲ除ク)
セメント、石灰製造業
ポットランドセメント、スラッグセメント、マグネシヤセメント、生石灰(酸化石灰)、消石灰(水酸化石灰)、燒石膏其ノ他ノ窯業
土管、土器、坩堝、焜爐、素燒壺、素燒植木鉢、珐瑯製品等

吾

5 化學工業

醫藥、實藥、實藥類似品製造業
醫藥、生醫藥(漢藥類)、實藥、血精、ワクチン、滋養劑、強壯劑、殺菌劑、消毒殺菌劑、驅蟲劑、蒸餾水等工業藥品製造業
硫酸、鹽酸、硝酸、硼酸、硫酸曹達(芒硝)、硫化曹達、硅酸曹達、結晶碳酸曹達、曹達灰、苛性曹達、過酸化曹達、鹽化加里、鹽化加里(鹽刺)、硝酸加里(硝石)、重クロム酸加里、過マンガン酸加里、赤色血瀉鹽、沃度、沃度加里、硫酸加里、炭酸加里(ポットアッシュ)、苛性加里、明礬、硫

吾

6 醫藥、生醫藥(漢藥類)、實藥、血精、ワクチン、滋養劑、強壯劑、殺菌劑、消毒殺菌劑、驅蟲劑、蒸餾水等

吾

1 醫藥、生醫藥(漢藥類)、實藥、血精、ワクチン、滋養劑、強壯劑、殺菌劑、消毒殺菌劑、驅蟲劑、蒸餾水等

吾

2 工業藥品製造業

硫酸、鹽酸、硝酸、硼酸、硫酸曹達(芒硝)、硫化曹達、硅酸曹達、結晶碳酸曹達、曹達灰、苛性曹達、過酸化曹達、鹽化加里、鹽化加里(鹽刺)、硝酸加里(硝石)、重クロム酸加里、過マンガン酸加里、赤色血瀉鹽、沃度、沃度加里、硫酸加里、炭酸加里(ポットアッシュ)、苛性加里、明礬、硫

會社分類表

望

5 度量衡器具製造業

草等ノ製造加工用)、冷藏機械、印刷機械、製本機械、製革機械、製靴機械、編網機、縫衣機、製帽機械、鉛筆製造機械、乾燥機、濾過機、攪拌機、分離機、硝子磨機、瓶洗機、他類ニ屬セザル双物類等
度量衡器具、計器、時計、學術用機械器具製造業
度量衡器(度器、量器、衡器)計器(寒暖計、乾濕計、體溫計、晴雨計、壓力計、比重計、生絲織度檢定機、風速計、速度計、回轉計、真空計、ゲージ、水準器、測量器、羅針盤(コンパス)、地震計、檢潮器、測深器、電流計、電壓計、電力計、積算電力計、漏電計、周波計、電氣抵抗測定器等)、時計、時計材料試驗器、セメント試驗器、生絲檢定器、油試驗器、理化學機械、醫療器械(手術機械、デアテルミー、X線器械(レントゲン)、紫外線發生器、オキシヘラー等)、製圖機械、計算器、計算尺、金鏡登錄器、寫真機械、活動寫真機械、幻燈器、眼鏡、雙眼鏡、望遠鏡、顯微鏡、光學機械、レンズ、プリズム等

望

6 車輛製造業

蒸汽機關車、炭水車、電氣機關車、客車、電車、貨車、油槽車、運炭車、冷藏車、自動車、自轉車、自動自轉車(オートバイ)、馬車、人力車、小兒三輪車、乳母車、荷車、荷馬車、荷牛車等

吾

7 造船業

軍艦、汽船、發動機船、起重機船、渡洋船、帆船、ヨット、短艇、漁船、傳馬船、渡船等
其ノ他ノ機械器具製造業

吾

8 樂器(ピアノ、オルガン、グアイオリン、マンドリン、琴、三味線等)、蓄音器、寫聲器、銃砲、彈丸類、飛行機、飛行船、飛行艇、輕氣球、金庫、瓦斯器具、水道器具、バルブ、コック、洋燈、消火器、霧吹器、魔法瓶、焚火器具、理髮器

吾

3 染料製造業

天然藍、藍、人造藍、茜、紅花、アニリン染料、(マラカイドグリン、ローダミン、ユンゴレッド、フアーストレッド)アンストラセン染料、アリザリン染料、硫化染料、染粉、媒染劑、染料中間生成物等
塗料、顏料製造業
ワニス、ペンキ、エナメル、コルタル、澱液、漆液、靴墨、耐火塗料、防火塗料、酸化亞鉛(亞鉛華)、酸化鉛(密陀僧(リサージ)、鉛丹、光明丹)、硫酸バリウム、リトホン、鉛白、朱、紅殼、群青、カーボンブラック、普通インキ、印刷インキ、金液、銀液、白金液等

吾

5 化粧石鹼、工業用石鹼、洗濯石鹼、洗粉、白粉、白粉下、クリム、紅、日焦油防禦、香水、香油、煉油、蠟附、チツク齒磨粉、白髮染、赤毛染、齒染粉等

吾

6 安全燐寸、硫化燐寸

吾

7 油脂類製造業

揮發油、燈油、輕油、機械油、重油、流動パラフィン、アスファルト、ピッチ、菜種油、白絞油、胡麻油、荳油、棉實油、亞麻仁油、蓖麻仁油、樟油、桐油、椰子油、大豆油、落花生油、樟腦、樟腦油、龍腦、薄荷腦、薄荷油、松根油、

會社分類表

- 101 帽子製造業
- 102 羅紗製、セル地製、フェルト製、麥稈製、バナマ製、模造バナマ製、帽體等
- 103 防水布、油布、護謨布、擬革布製造業
- 104 防水布、油布、護謨引布、擬革布(レザー)、リノリウム等土木建築工事請負業
- 105 鐵道工事、道路工事、アスファルト工事、加橋工事、築港工事、埋立工事、水道工事、下水工事、電燈工事、電話工事、鐵筋コンクリート工事、建築工事、暖房工事等ノ請負
- 106 其ノ他ノ工業
- 107 ガーゼ、網帶、脫脂綿、セメント製品、ペン、萬年筆、鉛筆、石筆、墨、チヨウタ、クレヨン、石蠟、硯、洋傘、造花、金剛砂紙、パッキング、石綿製品(アスベスト)、石膏製品、煉炭、炭團、磨粉、鼻緒、湯ノ花等ノ製造
- 108 石材、陶土、白土、銀砂、金剛砂、火山灰、黒鉛等ノ加工精製
- 109 漆寸ノ箱詰包裝、ペンキ塗、木材防腐、衣服洗濯等
- 110 五、商 業
- 111 物品販賣業
- 112 織物、被服類販賣業
- 113 綿織物、絹織物、麻織物、毛織物、和服、洋服、外套、莫大小、足袋、夜具、蒲團、蚊帳、古着等
- 114 綿、絲類、編物、組物類販賣業
- 115 綿、眞綿、羊毛、生絲、絹絲、絹絲、麻絲、毛絲、編物、組物等
- 116 機械器具販賣業(次項目ヲ除ク)
- 117 蒸汽罐、瓦斯發生器、原動機、電氣機械器具、農業用機械器具、土木建築用機械器具、採鑛、選鑛、精鍊用機械器具、紡
- 118 織用機械器具、金屬工用機械器具、製材木工用機械器具、釀造機械器具、精製粉機械、印刷機械、ミシン機械、起重機運搬機、唧筒、扇風機、銃砲、彈丸、自動車、自轉車、金庫瓦斯及水道用器、消火器等
- 119 度量衡器、計器、時計、學術用機械器具、樂器、蓄音器、貴金屬品、寶石類販賣業
- 120 金屬材料品、金屬製品、珪瑯鏡器販賣業
- 121 金、銀、銅、鐵、眞鍮、鉛、亜鉛等ノ塊、錠、條、竿、筒、管、線、板、箔、絲、粉、鑄造製品、ボールト、ナット、釘、鋸、針、鏈鎖、鋼索、摺條、金網、薄板製品、建築金物、家具用金物、金屬家具什器、珪瑯鏡器、其ノ他ノ金屬製品
- 122 陶磁器、硝子、硝子製品販賣業
- 123 陶器、磁器、硝子、板硝子、硝子罐等
- 124 藥品、染料、顏料、塗料、糊料、化粧品類販賣業
- 125 醫藥、賣藥、工業藥品、朝鮮人參、樟腦、衛生材料、染料、顏料(繪具)、塗料、糊料、化粧品、石鹼等
- 126 肥料販賣業
- 127 過燐酸石灰、硫酸アンモニヤ、硫酸加里、石灰窒素、魚粕肥料、豆粕肥料、人糞肥料(屎尿汲取等)
- 128 燃料販賣業
- 129 石炭、コークス、煉炭、石油、ガソリン、木炭、薪等
- 130 木材竹材販賣業
- 131 板材、角材、ベニヤ板、竹材等
- 132 煉瓦、瓦、土管、セメント、土石類販賣業
- 133 煉瓦、瓦、土管、セメント、石灰、石材、砂利、土等
- 134 建具、家具、疊表、葵蔭類販賣業
- 135 生絲輸出、羽二重輸出、綿花輸入、機械類輸入、雜貨輸入等
- 136 仲買、委託賣買及賣買仲立業
- 137 穀類、薪炭、礦、羽二重、有價證券、家畜、土地、建物、船舶、電話、鑛業權、發明權等ノ仲買、委託賣買及賣買仲立(ブローカー)
- 138 取引所
- 139 株式取引、米穀取引、商品取引
- 140 市場業
- 141 魚市場、青物市場、米穀市場、繭市場、織物市場、古着市場
- 142 古道具市場、家畜市場
- 143 新聞紙發行及圖書、雜誌出版業
- 144 新聞紙發行業
- 145 日刊新聞、週刊新聞、月刊新聞ノ發行
- 146 圖書、雜誌出版業
- 147 圖書、雜誌、講義錄、講帳、寫眞畫報等ノ出版
- 148 倉庫業
- 149 一般倉庫、冷藏庫、蠶種貯藏庫
- 150 金融業
- 151 銀行業
- 152 普通銀行、日本銀行、正金銀行、勸業銀行、興業銀行、農工銀行、貯蓄銀行等
- 153 信託業
- 154 貸金業
- 155 質屋業
- 156 其ノ他ノ金融業
- 157 無盡、兩替等
- 158 保險業

- 119 建具、指物、家具、疊表、葵蔭、花蔭、野草蔭、唐草織等
- 120 雜貨、唐物類販賣業
- 121 小間物、雜貨、唐物(カラ、ネクタイ、ハンカチーフ、タオル、肩掛、襟卷等)、洋傘、帽子、袋物、履物(靴、下駄草履、鼻緒、爪革等)、刷毛、刷子、鈕釦等
- 122 紙、紙製品、書籍、文房具、玩具、遊戲具販賣業
- 123 紙、紙製品(紙函、紙器、紙荷札、屏風、襖、扇子、團扇提燈、昭傘等)、書籍、雜誌、新聞、文房具(筆、ペン、萬年筆、鉛筆、墨、インキ等)、玩具、運動具、遊戲具、謎人形等
- 124 穀類、粉類販賣業
- 125 米、雜穀、小麥粉、澱粉等
- 126 蔬菜、果實類販賣業
- 127 青物、甘藷、馬鈴薯、果物等
- 128 水産食料品販賣業
- 129 魚類、介類、乾海苔、水産製造品等
- 130 酒類、調味料、清涼飲料販賣業
- 131 和酒、ビール、洋酒、味噌、醬油、酢、鹽、砂糖、味ノ素、ラムネ、サイダー、炭酸水、氷等
- 132 其ノ他ノ食料品販賣業
- 133 獸鳥肉類、畜産製造品、罐詰、燻詰、乾物、菓子、麵麩、茶、煙草等
- 134 デパートメントストア(勸工場ヲ含マズ)
- 135 其ノ他ノ販賣業
- 136 蠶種、繭寸、火藥、油類、蠟及蠟燭、護謨、護謨製品、セルロイド製品、木竹葦草製品(但シ他類ニ屬セザルモノ)、皮革、馬具、調帶、漆器、網網類、防水紙布、擬革紙布、荒物、書畫骨董、古物、馬糞等
- 137 貿易業

- 138 會社分類表
- 139 生絲輸出、羽二重輸出、綿花輸入、機械類輸入、雜貨輸入等
- 140 仲買、委託賣買及賣買仲立業
- 141 穀類、薪炭、礦、羽二重、有價證券、家畜、土地、建物、船舶、電話、鑛業權、發明權等ノ仲買、委託賣買及賣買仲立(ブローカー)
- 142 取引所
- 143 株式取引、米穀取引、商品取引
- 144 市場業
- 145 魚市場、青物市場、米穀市場、繭市場、織物市場、古着市場
- 146 古道具市場、家畜市場
- 147 新聞紙發行及圖書、雜誌出版業
- 148 新聞紙發行業
- 149 日刊新聞、週刊新聞、月刊新聞ノ發行
- 150 圖書、雜誌出版業
- 151 圖書、雜誌、講義錄、講帳、寫眞畫報等ノ出版
- 152 倉庫業
- 153 一般倉庫、冷藏庫、蠶種貯藏庫
- 154 金融業
- 155 銀行業
- 156 普通銀行、日本銀行、正金銀行、勸業銀行、興業銀行、農工銀行、貯蓄銀行等
- 157 信託業
- 158 貸金業
- 159 質屋業
- 160 其ノ他ノ金融業
- 161 無盡、兩替等
- 162 保險業

三清西三日	八國中餘長	香口奧竹中	奧港城内奈	五田三新豐	菅土三千	奧西繁三下
椒瀧氣方高	代府務部井	住佐野津	竹野野	崎川佐野	鶴江田岡	野萬河種
村村村町	村村村村	町村村村	村村町村	村村村町	村村村	村村村村

山中竹與	粟梁東和生	宿伊高關	西南大口建	廣大糸養八	資高	合神小室出
口川田布	鹿瀨河野	南佐柳宮	谷谷屋大	谷藏井市鹿	母橋	橋美坂壇石
村村町村	村村村町	村村村	村村村村	町村村村	村村	村村村村

11011

赤	網大旭	石勝太斑譽	小龍太伊林	神越新香揖	余御室河神	半揖東西龍	長寺町
上相赤	千津陽	海原田鳩田	宅田市勢田	岡部宮島保	部津津内部	栗栗野保	谷前村
郡生穗	町村村	村村村町	村村村村	村村町村	村村村村	村村村町	村村

染神高河	富安戶城山	三大	德中久西幕	江石平長佐	有	船赤鞍高矢	若高坂町
河	戶野澤東	日廣	久安崎庄山	川井福谷用	年	坂松居田野	狹越村
村村村村	村村村町	町村	村村村村	村村町村	村	村村村村	村村町

會社數

總

數

合名會社

合資會社

株式會社

資株式會社

合社

總

數

合名會社

合資會社

株式會社

資株式會社

合社

1106

鳥廣鮎都山	江大多郡尾	室育淺富野	仁岩浦假釜	佐生中志鹽	安中洲由上
飼石原志田	井町賀家崎	津波野島島	井屋 屋口	野穂田筑田	川本良灘
村村町村	町村村町村	村村村町村	村町村町村	町町村町村	村村町町村郡

一七	六一	一四	一五	八一	三二	五	五七	二五
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五	四一	一三	二七	七一	二	〇	三三	七
一	二	一	一	一	一	五	七三	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一

竹遠神芦幸	葛沼和小久	上黒佐成柏	西	大八照温射	小能垂濱村
田坂樂田世	野貫田川下	久井治松原	濱	庭田來泉添	代次塚坂岡
村村村村村	村村村村村	村町町町郡	村	村村村町村	村村村町町郡

一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一

今古城味	大草北南岡	城畑雲村大	福後日八篠	新生船國大	春美鴨吉前
田市南間	山河野	北 部雲芋	住川置上山	井郷城領路	日和庄見山
村村村村村	村村村村村	村村部村村	村村村村町郡	村村村村村	村村村村村

二四	二	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一四	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一

第一編 第一章 緒言
 第二章 兵庫縣の概況
 第三章 兵庫縣の産業
 第四章 兵庫縣の交通
 第五章 兵庫縣の教育
 第六章 兵庫縣の文化
 第七章 兵庫縣の政治
 第八章 兵庫縣の社会
 第九章 兵庫縣の展望

昭和十四年九月二十八日印刷
 昭和十四年九月三十日發行

兵庫縣總務部調査課

印刷人 藤 下 市
神戸市湊區菊水町二丁目

印刷所 神 戶 刑 務 所
神戸市湊區菊水町二丁目

終

贈



676

8

0